

# 個人情報保護規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人名古屋青年会議所（以下「本会議所」という）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という）に定める個人情報取扱事業者に該当することに鑑み、本会議所における個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。なお、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関しては、別途個人番号及び特定個人情報取扱規程を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 特定の個人を識別可能な情報を含む、生存する個人に関する情報（他の情報と容易に照合して識別可能となる情報を含む）
- (2) 本人 個人情報により識別される情報主体である特定の個人
- (3) 従業者 本会議所が雇用する従業員である個人
- (4) 第三者 従業者以外の個人及び団体

## 第2章 利用目的

(利用目的の特定)

第3条 本会議所は次に掲げる個人情報を、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

- (1) 取り扱う個人情報
  - ・ 会員番号、性別、入会日、氏名、生年月日、住所、電話番号、ファックス番号、勤務先名、勤務先業種、役職、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先ファックス番号、メールアドレス、肖像写真、最終学歴、血液型、国籍
- (2) 利用目的
  - ・ 名簿の作成
  - ・ 機関紙等の発送
  - ・ 本会議所主催事業の登録資格の確認
  - ・ 本会議所の関連団体への提供

2. 前項に掲げる利用目的を変更する場合は、本人において予測可能な範囲を超えないものとし、かつ変更後の利用目的を公表するものとする。

3. 前2項の規定は、本人から予め同意を得た場合及び法第16条第3項各号に定める場合はこの限りではない。

## 第3章 取得

(取得禁止)

第4条 前条に掲げる利用目的の達成に必要な個人情報を取得してはならない。

2. 不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(書面による直接取得)

第5条 個人情報を書面(電磁的記録を含む、以下同じ)で本人から直接取得する場合は、その利用目的を本人に予め明示しなければならない。

#### 第4章 第三者提供

(第三者提供の禁止)

第6条 本会議所は、個人情報を第三者に提供しないものとする。

2. 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本人から予め同意を得た場合
- (2) 提供の対象が法第2条第4項に定義する「個人データ」に該当しない場合
- (3) 利用目的の範囲内で業務委託先、事業承継先に提供する場合
- (4) 法第23条第1項各号に定める場合

#### 第5章 管理

(正確性の保持)

第7条 本会議所は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(管理・監督)

第8条 本会議所は、その取り扱う個人情報の漏洩、滅失もしくは毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、またはその従業者もしくは業務委託先の監督のため、その必要に応じ、別途個人情報保護細則(以下「細則」という)を定め、必要かつ適切な措置を講じる。

(苦情窓口)

第9条 個人情報の取扱いに関し本会議所が設置する苦情の申出窓口は次の通りとする。

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1-15-24

公益社団法人名古屋青年会議所 事務局

#### 第6章 責任者及び責任範囲

(責任者)

第10条 専務理事は本会議所に存在する全ての個人情報の取扱いについて責任を負う。

2. 専務理事はこの規程のうち、第2条、第3条、第6条、第9条の内容並びに当該個人情報取扱事業者の名称が「公益社団法人名古屋青年会議所」である旨を、本会議所が定めるサーバー内にある本会議所のウェブサイト上で本人が容易に認識し得る場所に継続的に掲示しなければならない。

3. 専務理事は、この規程に定めるものの他、その他の必要に応じて個人情報の保護に関する指針、ガイドライン等を定めなければならない。

(個人情報保護管理者)

第11条 本会議所は、個人情報の保護及び適切な管理のため、この規程の実施及び運用に関し責任と権限を持つ個人情報保護管理者1名をおくものとし、専務理事がその任に当たる。

2. 個人情報保護管理者は、この規程及び細則の内容を会員及び従業者に周知し、細則に定める安全管理措置として必要なシステムを構築し、個人情報の取扱いに関する苦情を処理し、かつ実施状況の監査及び指導を行わなければならない。

## 第7章 雑則

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

本規程は平成22年1月1日より施行する。

平成28年10月27日 改正